**暴力団の排除に関する誓約書**

（様式３）

令和　　年　　月　　日

行橋市長　殿

住所

会社名

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

今般の指名競争入札等に関し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年6月2日法律第51号）第十条（※注1）に該当しないことを誓約するとともに、今後とも同法並びに行橋市暴力団排除条例（平成22年条例第1号）（※注2）を遵守することを誓約します。

また、本誓約書に違反する行為を行った場合は、行橋市建設工事等に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成28年要綱第9号）第3条第1項の規定により指名停止等の処分及び行橋市契約規則（平成28年規則第3号）第4条の6の規定より、契約の解除を受けても異議ないことを誓約します。

※注1：競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（抜粋）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者

九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

※注2：行橋市暴力団排除条例（抜粋）

（市民等の役割）

第5条 市民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

行橋市建設工事等に係る建設業者の指名停止等措置要綱（抜粋）

3

第3条 市長は、建設業者が別表1、別表2 及び別表3 に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、第14 条に規定する指名停止委員会の審議を経て、当該建設業者に対して、情状に応じ、同表の期間欄に定めるところにより期間を指定し、指名停止を行うものとする。